

歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1	林業費	157,095	12	157,107
	1 沿岸漁業改善資金	157,095	12	157,107
歳 出 合 計		157,095	12	157,107

平成13年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
 平成13年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163,738千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,614,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳入出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分相金及び 負担金		千円 1,609,797	千円 21,126	千円 1,630,923
	1 負 担 金	1,609,797	21,126	1,630,923
2 繰 入 金		231,477	7,685	239,162
	1 一 般 会 計 繰 入 金	231,477	7,685	239,162
3 諸 収 入		86,511 △	28,573	57,938
	1 雑 入	86,511 △	28,573	57,938
4 県 債		671,000	163,500	834,500
	1 県 債	671,000	163,500	834,500
歳 入 合 計		4,450,785	163,738	4,614,523

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 3,989,262	千円 168,534	千円 4,157,796
	1 滝下 城水道費	3,989,262	168,534	4,157,796
2 公 債 費		461,523 △	4,796	456,727
	1 公 債 費	461,523 △	4,796	456,727
歳 出 合 計		4,450,785	163,738	4,614,523

第 2 表 繰越明許費

款	項	金額
1 土 木 費		千円 979,250
	1 流域下水道費	979,250
合	計	979,250

第 3 表 債務負担行為補正

追 加 事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成14年度 ～平成16年度	千円 600
	年次別内訳 平成14年度 平成15年度 平成16年度	300 200 100

2 変 更				補 正 後				
起債の目的	補 正 前		補 正 後		起債の方法	利 率	償還の方法	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法				
熊 本 北 部 流 域 下 水 道 事 業 費	129,000 千円	(借入先) 財務省、総務省、公営企業金融公庫、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行(その他) 工事その他 の割合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借入れすることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	142,000 千円	30 年以内(うち据置期間 5 年以内) 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができる。	(補 正 前 に 同 じ)			
球 磨 川 上 流 域 下 水 道 事 業 費	110,000 千円		119,500 千円					
八 代 北 部 流 域 下 水 道 事 業 費	432,000 千円		423,000 千円					
計	671,000		684,500					

第 4 表 地方債補正 1 追 加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
熊 本 北 部 流 域 下 水 道 事 業 費	60,000 千円				
球 磨 川 上 流 域 下 水 道 事 業 費	50,000 千円	政府貸付金の借入れ	無利子	20年以内(うち据置期間 5 年以内)	
八 代 北 部 流 域 下 水 道 事 業 費	40,000 千円				年賦均等償還
計	150,000				

平成13年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)  
 平成13年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,429千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ642,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入	歳 出	補正額	補正後の額	計
款	項	千円	千円	千円
1 国庫支出金		2,654 △	94	2,560
	1 国庫補助金	2,654 △	94	2,560
2 財産収入		179,727 △	19,422	160,305
	1 財産売払収入	176,878 △	19,422	157,456
3 繰越金		466,276	87	466,363
	1 繰越金	466,276	87	466,363
歳 入	合 計	661,888 △	19,429	642,459